

鴨川市地域公共交通会議 令和5年度第2回会議 会 議 録

日時：令和5年8月18日（金）
午後2時から午後3時17分まで
場所：鴨川市役所 4階大会議室

1 会長及び委員

役職等	所属・職	氏 名	備 考
会長	鴨川市 副市長	平川 潔	
副会長	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会 事務局 局長	羽田 幸弘	
	日東交通株式会社 運輸部 部長	高橋 晴樹	
	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
	有限会社鴨川タクシー 代表取締役	本多 信介	
	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	高橋 直人	
	千葉県鴨川警察署 交通課 課長	竹内 久泰	
	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所 所長	石渡 照康	
	東日本旅客鉄道株式会社 安房鴨川駅 駅長	山田 茂夫	
	利用者代表	平野 元美	

【欠席委員】

役職等	所属・職	氏 名	備 考
	小湊鐵道株式会社 バス部 部長	深山 宏樹	
	日東交通労働組合 安房支部 支部長（鴨川担当）	高橋 克博	
	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班 班長	小松 直人	
	鴨川市校長会 会長	岡野 美智代	
	利用者代表	藤本 文子	
	利用者代表	里見 桂子	

2 説明者

所属・職	氏 名	備 考
千葉トヨタ自動車株式会社 執行役員	野間口 正敏	
千葉トヨタ自動車株式会社 営業支援部 営業推進課 副課長	平野 照明	
千葉トヨタ自動車株式会社 営業支援部 営業推進課 モビリティサービス担当 担当係長	田部井 真吾	

3 事務局

所属・職	氏 名	備 考
鴨川市企画総務部 部長	大久保 孝雄	
鴨川市企画総務部企画政策課 課長	滝口 俊孝	
鴨川市企画総務部企画政策課 課長補佐	田中 仁之	
鴨川市企画総務部企画政策課 住み続けたいまちづくり係 係長	森 和之	
鴨川市企画総務部企画政策課 住み続けたいまちづくり係	加藤 貴啓	

[配布資料]

- ・次第、席次表、出席者名簿、委員名簿
 - ・資料1 民間路線バス鴨川市内線のダイヤ改正について
 - ・資料2 民間路線バス金谷線及び長狭線の再編について
 - ・資料3 鴨川市コミュニティバス循環線運行計画（原案）
 - ・資料4－1 江見地域予約制乗合タクシー実証運行計画（原案）
 - ・資料4－2 天津小湊地域予約制乗合タクシー実証運行計画（原案）
 - ・資料5 「チョイソコかもがわ」について
 - ・参考資料 「チョイソコかもがわ」共通乗降場所の変更について
-

■議事要旨

1 開会（午後2時） 司会 企画総務部企画政策課 滝口課長

- ・配布資料の確認
- ・会議の成立、公開の報告

2 会長あいさつ

（要旨）

ご多用の中、出席いただき感謝する。

本日の会議では、1件の報告に加え、5件の議件について、ご協議をお願いする。

詳しくは、事務局から説明があるが、忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げ、会議の冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。

3 議事 議長 平川会長

会長が議長として進行

会議録署名人として、本多信介 委員を指名

報告案件1 民間路線バス鴨川市内線のダイヤ改正について
（事務局から、資料1に即して説明）

成田委員：このダイヤ改正はいつ行われるのか。また、周知方法についても参考として伺いたい。

事務局：ダイヤ改正は、本年10月1日を予定している。周知方法については、バス車内やバス停で案内するほか、市政協力員による回覧などの方法により周知している。

成田委員：既に車内等での周知は始めているのか。

事務局：8月から周知を始めていると聞いている。

協議案件1 民間路線バス金谷線及び長狭線の再編について
（事務局から、資料2に即して説明）

高橋(直)委員：1点確認したい。想定スケジュールにおける、金谷線の廃止の届出や長狭線の事業計画の提出について、千葉県バス対策地域協議会や地域公共交通会議での承認を得て、法に基づく期限までに手続きを行うという理解でよろしいか。

事務局：おっしゃるとおり。この金谷線の廃止は、千葉県バス対策地域協議会で、沿線自治体等との協議を経て、法定手続きを行っていく予定。

成田委員：金谷線は以前、地域間幹線系統として国県補助を受けて運行されていた。再編後の長狭線が地域間幹線系統として補助を受けて運行する可能性はあるのか。

事務局：長狭線は市内で完結する路線であるため、地域間幹線系統補助の対象にはならない。そのため、現在と同様、市で赤字補填をし運行していくことになるかと考えてる。

↓

資料のとおり承認

協議案件2 鴨川市コミュニティバス循環線運行計画（原案）について （事務局から、資料3に即して説明）

成田委員：2点確認したい。1点目は、300円という運賃は、既に交通事業者との調整が済んでいて、本日この場で運賃の額を決定するのか。それとも、これをもってこれから調整を開始するのか。

2点目は、路線定期運行という運行形態をとると、停留所を置く必要があり、停留所を設置する場合には、道路管理者や交通管理者などとの調整が必要になる。それをもって、受託事業者は、本局の認可を受けることになるが、ここに掲げられた停留所は既に事前調整がなされたうえで本日決議しようとするものなのか。それとも、これから道路管理者や警察などと調整を行うものなのか。

事務局：1点目の運賃については、前回会議に諮る前に交通事業者の皆様に説明させていただき、特段反対のご意見等はなかったので、ご了承いただいているものと認識している。

2点目の停留所について、時刻表で示した停留所は、そのほとんどが現コミュニティバスの運行に当たり設置しているもの。このうち2ヶ所、「田原郵便局」と「睦会橋」につきましては、新設になることから、今後、協議・調整が必要になってくるものと思っている。受託事業者が決定をした後、設置に当たっての協議等を行い、最終的な案を示したいと考えている。

成田委員：説明の1点目、運賃についてですが、運賃の金額だけでなく、運行形態も含めた事前調整があったということによろしいか。

それと、「田原郵便局」と「睦会橋」は、どの辺りにあるのか。また、今後、受託事業者が決まったら調整ということだが、調整の結果、設置できないとなった場合の調整はどうするのか。

事務局：1点目の質問については、本年度第1回会議の際に、コミュニティバス循

環線運行計画（素案）として、路線定期運行・定額運賃ということで示した。この素案をもとに沿線住民の皆様の意見を伺ってきた。その結果を踏まえての本日の原案の提示となっている。なお、前回会議で素案を示す前に交通事業者様方に説明をさせていただいており、基本的に調整は済んでいると認識している。

2点目の停留所の質問については、ルート図をご覧いただきたい。図の左側に「田原郵便局」のポイントを示してる。ここと「大日」の間に「睦会橋」停留所の設置を考えている。関係者との協議の結果、設置が難しいということになれば、位置を変更して設置できないか等を検討し、それもできない場合には、ルート変更は行わず設置を見送ることになるだろうと考えている。

平川会長：本日、原案となっているが、これが案となるタイミングや意思決定のプロセスなどを説明してほしい。

事務局：今後、運行事業者の公募手続きをして受託事業者が決定し、運行計画の詳細を改めて調整した内容を、最終的な運行計画案としてお示ししたいと考えている。時期は年内を予定している。

高橋(晴)委員：受託事業者については、いつ頃、どのような方法で募集し決定するのか。

事務局：公募型プロポーザル方式での選定を考えている。9月議会で関連予算の議決が得られれば、その後直ちに公募手続きを開始したいと考えている。

↓

資料のとおり承認

協議案件3 鴨川市予約制乗合タクシー実証運行計画（原案）について （事務局から、資料4-1及び資料4-2に即して説明）

本多委員：これまであまり気にしていなかったが、利用対象者を江見地域または天津小湊地域に住んでいる方に限定するということ、変えることはあるのか。利用対象者の考え方として、鴨川地域に住んでる方は、国保病院に行く場合、チョイソコかものがわは利用できないし、小湊方面に行く場合、予約制乗合タクシーも利用できないという理解でよいか。

事務局：利用対象者は、江見地域または天津小湊地域にお住まいの方として考えている。路線バスも運行されているため、そちらの利用も検討いただきたい。

本多委員：理解した。鴨川地域内の方だけ乗合タクシーを利用できないので、今後、チョイソコかものがわの横展開を検討する中で、鴨川地域の方からそういった声が出てくるかもしれない。

事務局：ご指摘感謝する。そういったご意見が今後出てくる可能性はある。今後、再編を進める中で検討していきたい。

成田委員：実証運行ということだと、検証するということが必要なのでは。実績が芳しくないことも可能性としてあるため、1年間の実証期間中に、利用者がどのくらいだったら継続が可能で、このくらいだったら継続が難しいとす

るのかなど、この会議で判断をしてかないといけない。方法は2つあって、1つは、実証期間の途中で、いろいろなデータを受託事業者から集め分析し、見直しを図るか。もう1つは、1年間運行した実績で判断するか。これらの基準があると思うがいかがか。また、実績が良くなかった場合、運行を止めてしまうのか、どうするのか、考え方を説明してほしい。

事務局：本格運行に移行する場合の基準については、今後示させていただきたい。ただし、現在チョイソコかもがわが運行されている長狭地域と、実証運行予定地域の人口規模が近いことから、基準を定めるに当たっては、これまでの長狭地域における実績等が参考になるのではないかと考えている。

成田委員：ぜひ、新たに実証運行を始めるに当たって、利用者に対して“新しいサービスは利用しないと継続しない”ということを周知し、具体的な数値を示した上で運行してほしい。また、実証運行計画を提案する際には、判断基準を併せて提案すると協議が円滑に進むと思うので、よろしく願いたい。

事務局：承知した。

高橋(晴)委員：3点確認したい。

1点は、江見地域と天津小湊地域で実証運行を行っている期間のコミュニティバス（北ルート・清住ルート・南ルート）の運行はどうするのか。

もう1点は、この実証運行の事業者選定は、コミュニティバス循環線と同様に公募型プロポーザルでの選定を予定しているのか。

最後の1点は、運賃割引の中に記載されている「ノーカーサポート優待証所持者」について、当社では『ノーカーサポート優待証』を発行し、当社の路線バス利用者に限って割引をしている。資料記載の『ノーカーサポート優待証』とは、当社が発行しているものを指しているという理解でよいのか。それとも、予約制乗合タクシーの受託事業者が新たに発行するものを指すのか。

事務局：1点目の現行のコミュニティバスの令和6年4月以降の運行については、3ルートとも一旦休止し、万が一、予約制乗合タクシーの実績が著しく奮わなかった場合は、元の形態に戻すことも想定している。

2点目の事業者選定手続きにつきましては、現在検討中だが、説明の中で触れたとおり、現在運行中のチョイソコかもがわの横展開といったことも含めた想定しているところ。

3点目の「ノーカーサポート優待証」については、日東交通様が発行しているものを指している。必要な手続きを行った運転免許証自主返納者に発行されるものであり、これまで普及が図られていることから、ぜひ活用させていただきたいと考えている。

高橋(直)委員：江見地域予約制乗合タクシーと天津小湊地域予約制乗合タクシーの道路運送法第21条の手続きと、コミュニティバスの休止手続きのタイミングは、いつ頃をお考えか。これに伴う地域公共交通会議の開催などの想定スケジュールを教えてください。

事務局：休止手続きについては、協議が整ったことを証する書類を添え、休止の1ヶ月前までに届出が必要となるので、年内に最終的な運行計画案を示す段階で併せて諮らせていただきたい。

成田委員：道路運送法第21条は例外的な規定で、この地域に内に同法第4条による公共交通がない場合に実験的に行うもの。チョイソコかもがわが、同法第4条に基づく許認可で運行されている場合、同法第21条の許認可が得られないのではないかと。この辺りは、千葉運輸支局との十分な事前調整が必要。

事務局：先ほどチョイソコかもがわの横展開ということを申したのは、現在のチョイソコかもがわが、第4条事業者としての鴨川タクシー様により運行されていることも踏まえている。なので、基本的には第4条事業者により運行していただく必要があらうかと思っているが、まだ事業者の正式決定に至っていないところでの説明になっていることをご理解いただきたい。

↓

資料のとおり承認

協議案件4 「チョイソコかもがわ」について (事務局から、資料5に即して説明)

成田委員：先日、区長の方々にご説明されたと伺ったが、そういった方々の意見をどう聞いていくのかは重要だと思う。これから、利用者への地区別説明会を開催していくとのことだが、現時点では、運行地域の方々の意見が分かっていない状態で、このまま決議してしまうのは心配である。

また、事業主体は千葉トヨタ自動車となっているが、市による運行経費の負担があるのであれば、市も主体の一部を担っているのではないかと。千葉トヨタ自動車が単独で運行しているような表現になっているが、鴨川市の負担について記載しなくてよいのか。

事務局：本日示した運行計画（原案）については、この内容で各地区の住民の意見を伺うこととしてよろしいかということでお諮りをしている。最終的な運行計画（案）については、説明会での意見等を踏まえて調整し、年内にお示しできればと考えている。

チョイソコかもがわについては、千葉トヨタ自動車様に運行していただき、それに対する運行補助を行っていくことを想定しているため、事業主体は千葉トヨタ自動車様との記載をしている。

成田委員：理解した。しかし、この内容では鴨川市が赤字分を負担しているということが分からないので、住民の皆さんにも市の負担もあって運行されていることは、知っていただいた方がいいのではないかと。

平川会長：今年度については、千葉トヨタ事業者様が行う実証運行に対し、市はゴールドパートナーとして負担金を支出しており、運行補助ということではない。ただし、来年度以降については、他地域での横展開ということも想定しており、市の運行経費の負担の仕方などを考えていく必要があり、今年度とは違った方法にならうかと思う。

成田委員：来年度からは、市が千葉トヨタ自動車を支援するかたちで、令和6年4月から実証運行を行い、令和7年度から本格運行を始めたいということで各地区に説明していくということによろしいか。

事務局：会長の説明のとおり、現行のチョイソコかもがわについては、市は赤字補填のための補助は行っていない。ただし、千葉トヨタ自動車様からは、今後の運行に当たって、「来年度以降も弊社で赤字補填が必要となる場合には、運行を継続することはできない」という申し出があった。そこで、市としても運行経費を負担することの検討も含めて、来年度は実証運行という形で継続できるよう調整をしている。まだ市が赤字補填を行うと確定的に言える段階ではないが、その方向で考えたい。

羽田委員：福祉関係者の立場から発言させていただく。回答を求めるものではない。地域福祉の取組みとして、“誰もがその人らしく、生きがいを持って、地域で住み続けることができる”、そういった地域を作ろうということで、長狭地域でもいろんな展開をしている。そのためには、地域に住む人が参画し、“自ら地域で守り育てる”という意識を持って、地域資源を活用しながら、行政や社会福祉協議会と協働で取り組んでいくことが重要だと考えている。長狭地域のオンデマンド交通への取組みは、長狭地域の方々が将来を見据え、自分たちの問題として、運行事業者と協議しながら、2021年から取り組んできたもので、“将来利用する人たちも利用していこう”、“登録しよう”という住民運動的な動きをしながら、ここまで来た。移動の足を確保していくというのは、行政の力だけでは難しいと思っているが、「持続可能な」という考え方をするのであれば、住民の方たちが参画するという大切さ、地域との連携といったことを、行政の方も今後大切に考えていっていただきたい。

来年度は3つの地域で実証運行が行われることになるが、事業を横展開していくと、地域住民との連携が希薄になりやすいということを気に止めていただきながら、実証運行を行っていただくとともに、運行日数や運賃の変更などについて、地域の方たちの思いを大切にしてもらいたい。

事務局：ご意見として承る。

↓

資料のとおり承認

協議案件5 「チョイソコかもがわ」共通乗降場所の変更について
(事務局から、資料6に即して説明)

成田委員：1つは、2枚目以降に「地域公共交通会議において協議が整っていることを証する書類」の案があり、これをもって手続きに入るという説明だが、区域型の乗合タクシーは道路運送法第4条の許可を受けているとのことで、乗降場所の追加は区域の拡大等とは違うように思うが、手続きについて千葉運輸支局と調整をされているのか。

もう1つは、共通乗降場所の追加は、いつからを予定してるのか。

事務局：「地域公共交通会議において協議が整ってることを証する書類」については、千葉運輸支局様には事前に相談をしており、「運送区間の追加」に該当するということで、届出の際に添付との指示をいただいている。

千葉トヨタ：共通乗降場所を追加するタイミングについては、早く共通乗降場所として設置してほしいとの多くの要望をいただいているので、早ければ9月1日から。間に合わなければ、10月1日から共通乗降場所に加えたいと思っている。

↓

資料のとおり承認

4 その他

事務局：次回会議は、年内の開催を考えている。日程調整等については、改めて連絡をさせていただく。

5 閉会（午後3時17分）

以上

令和5年9月13日

会議録署名人 本多 信介